

# 大丸エナウイン共栄会 特定個人情報取扱基準

## 第1章 総 則

### (目的)

#### 第1条

本基準は、大丸エナウイン共栄会(以下「当会」という。)が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。)および「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」に基づき、当会会員(以下「会員」という。)の特定個人情報等の適正な取扱いを確保するために、特定個人情報等の保護に係る安全管理措置について定めるものである。なお、取扱いの確保に関し組織として取り組むために、「特定個人情報の適切な取扱いに関する基本方針」を別途定めている。

個人番号および特定個人情報等に関しては、当会の個人情報保護に関する他の基準またはマニュアルに優先して本基準が適用され、他の基準またはマニュアルと矛盾抵触する場合は、本基準が優先的に適用される。

### (定義)

#### 第2条

本基準で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。なお、本基準における用語は、他に特段の定めのない限り番号法その他の関係法令の定めに従う。

- ①「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- ②「個人番号」とは、番号法第7条第1項または第2項の規定により、住民票コードを交換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう(番号法第2条第6項および第7項、第8条ならびに第67条ならびに附則第3条第1項から第3項までおよび第5項における個人番号)。
- ③「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項および第2項、第8条ならびに第67条ならびに附則第3条第1項から第3項までおよび第5項を除く。)をその内容に含む個人情報をいう。

- ④「特定個人情報等」とは、個人番号および特定個人情報を併せたものをいう。
- ⑤「個人情報ファイル」とは、特定個人情報ファイルであって、行政機関および独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- ⑥「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- ⑦「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者（項番⑫）が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行なうことのできる権限を有する特定個人情報であって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるものまたは6か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
- ⑧「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項または第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、および管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- ⑨「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行なう事務をいう。
- ⑩「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者および個人番号利用事務の全部または一部の委託を受けた者をいう。
- ⑪「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者および個人番号関係事務の全部または一部の委託を受けた者をいう。
- ⑫「個人情報取扱事業者」とは、特定個人情報ファイルを事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等および地方独立行政法人を除く。）であって、特定個人情報ファイルを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（個人情報保護法施行令で定める者を除く。）の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者以外の者をいう。
- ⑬「事務取扱担当者」とは、当会において、会員の個人番号を取り扱う事務に従事する事務局をいう。
- ⑭「事務取扱責任者」とは、事務取扱担当者が複数いる場合で、理事長が指名したそのうちの一人をいう。
- ⑮「管理区域」とは、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域をいう。
- ⑯「取扱区域」とは、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域をいう。

（個人番号を取り扱う事務の範囲）

### 第3条

当会が個人番号を取り扱う事務の範囲は、以下のとおりとする。

会員の個人番号関係事務（右記に関連する事務を含む）	所得税法に基づく「株式等の譲渡の対価の支払調書」関連事務
	所得税法に基づく「配当金支払調書」関連事務

（当会が取り扱う特定個人情報等の範囲）

#### 第4条

- 1 前条において、当会が個人番号を取り扱う事務において使用される特定個人情報等の範囲は、以下のとおりとする。  
     会員の個人番号および個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、社員番号等
- 2 第1項に該当するか否かが定かでない場合は、事務取扱責任者が判断する。

## 第2章 安全管理措置

### 第1節 組織的安全管理措置・人的安全管理措置

（組織体制）

#### 第5条

- 1 当会は、理事長が指名する者を事務取扱担当者とする。
- 2 事務取扱担当者が複数いる場合は、そのうちの一人を理事長が指名して事務取扱責任者とする。
- 3 事務取扱担当者は、特定個人情報等の保護に十分な注意を払ってその業務を行なうものとする。
- 4 事務取扱担当者を変更する場合、理事長は新たに事務取扱担当者となる者を指名し、従前の事務取扱担当者は新たに事務取扱担当者となる者に対して確実に引継ぎを行なうものとする。理事長は、かかる引継ぎが行われたかを確認するものとする。

（事務取扱担当者の監督）

#### 第6条

理事長は、特定個人情報等が本基準に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行なうものとする。

(情報漏えい事案等への対応)

#### 第7条

事務取扱担当者は、特定個人情報等の漏えい、滅失または毀損による事故が発生したことを知った場合またはその可能性が高いと判断した場合は、理事長に直ちに報告する。

(取扱状況の確認)

#### 第8条

理事長は、特定個人情報等の取扱状況について、1年に一回以上の頻度で確認を行なうものとする。

### 第2節 物理的安全管理措置

(特定個人情報等を取り扱う区域の管理)

#### 第9条

当会は管理区域および取扱区域を明確にし、それぞれの区域に対し、次の各号に従い以下の措置を講じる。

##### ① 管理区域

入退室管理および管理区域へ持ち込む機器および電子媒体等の制限を行なうものとする。

##### ② 取扱区域

可能な限り壁または間仕切り等を設置し、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等をするなど座席配置を工夫するものとする。

(機器および電子媒体等の盗難等の防止)

#### 第10条

当会は、管理区域および取扱区域における特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じる。

① 特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体または書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

② 特定個人情報ファイルを取扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定する。

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

#### 第 11 条

- 1 当会は、特定個人情報等が記録された電子媒体または書類等の持出しは、次に掲げる場合を除き禁止する。なお、「持出し」とは、特定個人情報等を、管理区域または取扱区域の外へ移動させることをいい、社内での移動等も持出しに該当するものとする。
  - ① 個人番号関係事務に係る委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合
  - ② 行政機関等への法定調書の提出等、当会が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対しデータまたは書類を提出する場合
- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された電子媒体または書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずるものとする。

(個人番号の削除、機器および電子媒体等の廃棄)

#### 第 12 条

理事長は、事務取扱担当者または委託先が特定個人情報等を削除・廃棄したことを確認するものとする。

### 第 3 節 技術的安全管理措置

(アクセス制御・アクセス者の識別と認証)

#### 第 13 条

当会における特定個人情報等へのアクセス制御およびアクセス者の識別と認証は、以下のとおりとする。

- ① 特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定する。
- ② 機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、情報システムを取り扱う事務取扱担当者を限定する。

(外部からの不正アクセス等の防止)

#### 第 14 条

当会は、以下の各方法により、情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護するものとする。

- ① 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する方法。
- ② 情報システムおよび機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウ

ウェア等)を導入する方法。

- ③ 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法。
- ④ 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法。
- ⑤ ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する方法。

(情報漏えい等の防止)

#### 第 15 条

当会は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等および情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等を防止するものとする。

- ① 通信経路における情報漏えい等の防止策  
通信経路の暗号化
- ② 情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等の防止策  
データの暗号化またはパスワードによる保護

### 第 3 章 特定個人情報の取得

(特定個人情報の適正な取得)

#### 第 16 条

当会は、特定個人情報の取得を適法かつ公正な手段によって行なうものとする。

(特定個人情報の利用目的)

#### 第 17 条

当会が、会員または大丸エナウイン株式会社または子会社から取得する特定個人情報の利用目的は、第 3 条に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。

(個人番号の提供の要求)

#### 第 18 条

当会は、第 3 条に掲げる事務を処理する必要がある場合に限り、会員本人または他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

(個人番号の提供を求める時期)

#### 第 19 条

- 1 当会は、第 3 条に定める事務を処理する必要があるときに、個人番号の提供を求めるととする。
- 2 前項にかかわらず、会員本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることができるものとする。

(特定個人情報の提供を求めることの制限)

#### 第 20 条

- 1 特定個人情報の「提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味するものであり、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は「提供」ではなく「利用」に該当し、個人番号の利用制限（第 26 条）に従うものとする。
- 2 当会は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、特定個人情報の提供を求めてはならない。

(特定個人情報の収集制限)

#### 第 21 条

当会は第 3 条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を収集しないものとする。

(本人確認)

#### 第 22 条

当会は、会員から特定個人情報を取得する場合、番号法第 16 条に定める各方法により、会員の個人番号の確認および当該本人の身元確認を行なうものとする。また、代理人については、同条に定める各方法により、当該代理人の身元確認、代理権の確認および本人の個人番号の確認を行なうものとする。

(取得段階における組織的安全管理措置・人的安全管理措置)

#### 第 23 条

特定個人情報の取得段階における組織的安全管理措置および人的安全管理措置は、第 2 章（安全管理措置）第 1 節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）に従うものとする。

(取得段階における物理的安全管理措置)

#### 第24条

特定個人情報の取得段階における物理的安全管理措置は、第2章(安全管理措置)第2節(物理的安全管理措置)に従うものとする。

(取得段階における技術的安全管理措置)

#### 第25条

特定個人情報の取得段階における技術的安全管理措置は、第2章(安全管理措置)第3節(技術的安全管理措置)に従うものとする。

### 第4章 特定個人情報の利用

(特定個人情報の利用制限)

#### 第26条

- 1 当会は、第17条に掲げる利用目的の範囲内でのみ利用するものとする。
- 2 当会は、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合を除き、会員本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないものとする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

#### 第27条

当会が特定個人情報ファイルを作成するのは、第3条に定める事務を実施するために必要な範囲に限り、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

(利用段階における組織的安全管理措置・人的安全管理措置)

#### 第28条

特定個人情報の利用段階における組織的安全管理措置および人的安全管理措置は、第2章(安全管理措置)第1節(組織的安全管理措置・人的安全管理措置)に従うものとする。

(利用段階における物理的安全管理措置)

#### 第29条

特定個人情報の利用段階における物理的安全管理措置は、第2章(安全管理措置)第2節(物理的安全管理措置)に従うものとする。

(利用段階における技術的安全管理措置)

#### 第30条

特定個人情報の利用段階における技術的安全管理措置は、第2章(安全管理措置)第3節(技術的安全管理措置)に従うものとする。

### 第5章 特定個人情報の保管

(特定個人情報の正確性の確保)

#### 第31条

事務取扱担当者は、特定個人情報を、第17条に掲げる利用目的の範囲において、正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

#### 第32条

当会は、個人情報保護法第24条第1項に基づき、特定個人情報に係る保有個人データに関する事項を会員本人の知り得る状態に置くものとする。

(特定個人情報の保管制限)

#### 第33条

- 1 当会は、第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならない。
- 2 当会は、所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、支払調書の再作成等の個人番号関係事務を行なう必要があると認められるため、当該書類だけでなく、支払調書を作成するシステム内においても保管することができる。
- 3 当会は、番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類(個人番号カード、通知カード、身元確認書類等)の写しを、特定個人情報として保管するものとする。これらの書類については、法定調書の再作成を行なうなど個人番号関係事務の一環として利用する必要があると認められるため、関連する所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、保管することができる。

(保管段階における組織的安全管理措置・人的安全管理措置)

#### 第34条

特定個人情報の保管段階における組織的安全管理措置および人的安全管理措置は、第2章（安全管理措置）第1節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）に従うものとする。

（保管段階における物理的安全管理措置）

#### 第35条

特定個人情報の保管段階における物理的安全管理措置は、第2章（安全管理措置）第2節（物理的安全管理措置）に従うものとする。

（保管段階における技術的安全管理措置）

#### 第36条

特定個人情報の保管段階における技術的安全管理措置は、第2章（安全管理措置）第3節（技術的安全管理措置）に従うものとする。

## 第6章 特定個人情報の提供

（特定個人情報の提供制限）

#### 第37条

当会は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、会員本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者（法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味し、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は該当しないものとする。）に提供しないものとする。なお、会員本人の同意があっても特定個人情報の第三者提供ができないことに留意するものとする。

（提供段階における組織的安全管理措置・人的安全管理措置）

#### 第38条

特定個人情報の提供段階における組織的安全管理措置および人的安全管理措置は、第2章（安全管理措置）第1節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）に従うものとする。

（提供段階における物理的安全管理措置）

#### 第39条

特定個人情報の提供段階における物理的安全管理措置は、第2章（安全管理措置）第2

節（物理的安全管理措置）に従うものとする。

（提供段階における技術的安全管理措置）

#### 第40条

特定個人情報の提供段階における技術的安全管理措置は、第2章（安全管理措置）第3節（技術的安全管理措置）に従うものとする。

### 第7章 特定個人情報開示、訂正等、利用停止等

（特定個人情報の開示）

#### 第41条

- 1 当会は、会員本人から当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人データについて開示を求められた場合は、次条に規定する手続きおよび方法により、遅滞なく、当該情報の情報主体であることを厳格に確認した上で、当該本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応ずるものとする。なお、当該本人に法定調書の写しを送付する際、法定調書の写しに本人以外の個人番号が含まれている場合には、その部分についてはマスキング等をするものとする。
- 2 当会は、次の事由に該当する場合には、当該開示請求の全部または一部を不開示とすることができ、その場合には請求者に対してその旨および理由（根拠とした個人情報の保護に関する法律の条文および判断の基準となる事実を示すこととする。）を説明することとする。
  - ① 会員本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - ② 当会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - ③ 他の法令に違反することとなる場合

（保有個人データの開示請求処理手順）

#### 第42条

前条に基づき会員本人またはその代理人（未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人、または本人が委任した任意代理人をいう。以下同じ。）から当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人データについて開示請求を受けた場合は、次の手順で応ずることとする。

- ① 受付時の確認

- a 所定の様式の書面（請求者の氏名・住所・電話番号、請求年月日、請求に係る個人情報の内容が記載されているもの）による請求であること。
  - b 代理人による請求の場合は、所定の委任状によるものであること。
  - c 郵送による本人確認資料の受領などの場合は、事務取扱責任者が適宜判断する。
- ② 開示の可否の決定
- 事務取扱担当者は、次の各号に定める点について、各々検討の上、開示の可否を決定する。
- a 請求された個人情報に物理的に存在するか否か。
  - b 前号に相当するものが、「保有個人データ」に該当するか否か。
  - c 前条第2項各号に定める不開示事由に該当するか否か。
- ③ 不開示の場合の対応
- a 前項に基づき保有個人データの全部または一部を開示しない旨の決定をしたときはその旨を通知し、その理由についても説明することとする。
- ④ 請求者に対する通知時期
- a 開示請求に対する回答（不開示の場合の通知も含む）は書面にて、遅滞なく郵送またはこれに代わる方法により通知する。

（保有個人データの訂正等）

#### 第43条

当会は、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に、当該本人から訂正、追加または削除を求められた場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき、遅滞なくこれに応ずることとする。かかる訂正等を行ったとき、または訂正等を行わない旨の決定をしたときは、当該本人に対し、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。なお、訂正等を行わない場合または当該本人の求めと異なる措置をとる場合は、その判断の根拠およびその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

（保有個人データの訂正等処理手順）

#### 第44条

- 1 前条に基づき、開示の結果、特定個人情報に係る保有個人データが事実ではないとして、訂正、追加または削除（以下「訂正等」と総称する。）を求められた場合は、次の手順で応ずることとする。
  - ① 当該請求者に対し、訂正等すべき内容が事実である旨を証明できる資料の提出を求める。
  - ② 事務取扱責任者は、提出された資料に基づき、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、訂正等を行なうかどうかを決定する。

- ③ 検討した結果については、遅滞なく当該請求者に対して書面にて、郵送またはこれに代わる方法により通知する。また訂正等の措置をとらない場合は、判断の根拠および根拠となる事実を示し、その理由についても説明をすることとする。
- 2 特定個人情報に係る保有個人データの訂正等は、次に掲げる各号に従って行わなければならない。
- ① 事務取扱責任者は、当該保有個人データを取扱う事務取扱担当者を特定し、その者以外の者に訂正等の作業を行わせてはならない。
- ② 事務取扱担当者は、訂正等の作業を事務取扱責任者の指示に従って行い、事務取扱責任者が作業結果を確認する。
- ③ 事務取扱責任者は、訂正理由、訂正等の申請者、訂正等の日付、事務取扱担当者および訂正等の内容を記録し1年間保管する。

(保有個人データの利用停止等)

#### 第45条

- 1 当会は、会員本人から、当該本人が識別される保有個人データが、個人情報保護法第16条の規定に違反して取得されているという理由、同法第17条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由または番号法第19条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止、消去または第三者への提供の停止（以下、本条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該特定個人情報の利用停止等を行わなければならない。但し、利用停止等を行なうことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行なうことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。
- 2 前項の規定に基づき求められた利用停止等の全部または一部を行ったとき若しくは行わない旨の決定をしたときは、会員本人に対し、遅滞なく、その旨（当該本人から求められた措置と異なる措置を行なう場合にはその措置内容を含む。）を通知しなければならない。なお、利用停止等を行わない場合または会員本人の求めと異なる措置をとる場合は、その判断の根拠およびその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

(開示等を求める手続)

#### 第46条

- 1 当会は、特定個人情報に関して、個人情報保護法第29条第1項の開示等の求めを受け付ける方法を定めた場合には、当会事務局にその方法を掲示・備え付けることとする。
- 2 開示等の求めをする者が本人または代理人であることの確認方法を定めるに当たっては、十分かつ適切な確認方法とするよう留意する。

## 第8章 特定個人情報の廃棄・削除

(特定個人情報の廃棄・削除)

### 第47条

当会は第3条に規定する事務を処理する必要がある範囲内に限り、特定個人情報等を収集および保管し続けるものとする。なお、書類等について所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものについては、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管するものとし、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合は、個人番号をできるだけ速やかに廃棄または削除するものとする。

(廃棄・削除段階における組織的安全管理措置・人的安全管理措置)

### 第48条

特定個人情報の廃棄・削除段階における組織的安全管理措置および人的安全管理措置は、第2章(安全管理措置)第1節(組織的安全管理措置・人的安全管理措置)に従うものとする。

(廃棄・削除段階における物理的安全管理措置)

### 第49条

特定個人情報の廃棄・削除段階における物理的安全管理措置は、第2章(安全管理措置)第2節(物理的安全管理措置)の第12条に従うものとする。

(廃棄・削除段階における技術的安全管理措置)

### 第50条

特定個人情報の廃棄・削除段階における技術的安全管理措置は、第2章(安全管理措置)第3節(技術的安全管理措置)に従うものとする。

## 第9章 特定個人情報の委託の取扱い

(委託先における安全管理措置)

### 第51条

- 1 当会は、個人番号関係事務または個人番号利用事務の全部または一部を委託する場合は、当会自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行なうものとする。
- 2 前項の「必要かつ適切な監督」には次に掲げる事項が含まれる。
  - ① 委託先の適切な選定
  - ② 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
  - ③ 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握
- 3 前項第1号の「委託先の適切な選定」としては、以下の事項について特定個人情報の保護に関して当会が定める水準を満たしているかについて、あらかじめ確認する。
  - ① 設備
  - ② 技術水準
  - ③ 特定個人情報の安全管理の状況（「個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化」、「特定個人情報等の範囲の明確化」、「事務取扱担当者の明確化」、「個人番号の削除、機器および電子媒体等の廃棄」を含むがこれらに限らない。）
- 4 第2項第2号の「委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結」については、委託契約の内容として、以下の規定等を盛り込むものとする。
  - ① 秘密保持義務に関する規定
  - ② 再委託における条件
  - ③ 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定
  - ④ 契約内容の遵守状況について報告を求めることができる規定
  - ⑤ 委託者が委託先に対して実地の調査を行なうことができる規定
- 5 当会は、委託先の管理については、当会事務局を責任部署とする。
- 6 当会は、委託先において情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに当会に報告される体制になっていることを確認するものとする。
- 7 委託先は、当会の書面による事前の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人番号関係事務または個人番号利用事務の全部または一部を再委託することができるものとする。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。
- 8 当会は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているかどうかについても監督する。
- 9 当会は、委託先が再委託する場合、当該再委託契約の内容として、第4項と同等の規定を盛り込ませるものとする。

## 第10章 その他

(改廃)

### 第52条

本基準の改廃は、理事会の決議による。

## 附 則

第1条 本基準は、平成28年1月1日より施行する。